

福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

令和3年8月6日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 江口 猛

1 指示する内容

（1）禁止する漁法

ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法

（2）禁止する区域

福岡県豊前海区海面

2 指示期間

令和3年8月15日から令和8年8月14日まで